平成２４年（フ）第１５７４号
京都市中京区衣棚通押小路上ル上妙覚寺町217ドゥエル辻本１Ｆ
債務者　夷川店舗設計株式会社
代表者代表取締役　尼川　恵一
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新保　英毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月18日午前11時
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１１号
大阪府岸和田市上野町東13番10号
債務者　株式会社庄五郎
代表者代表清算人　田中　茂光
1　決定年月日時　平成25年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　楠山　　宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月18日午後１時30分
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１４号
山口県岩国市麻里布町４丁目14番21号
債務者　有限会社昭和ビル
代表者代表取締役　堀江　松子
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白木健太朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月18日午前10時30分
山口地方裁判所岩国支部

平成２５年（フ）第３３４号
名古屋市中村区竹橋町９番６号
債務者　有限会社種村写真館
代表者取締役　種村　勝詮
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西森由紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月19日午後２時
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５４号
広島市中区白島九軒町17番１号
債務者　有限会社寿司京あきら
代表者取締役　村田　　晶
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平田かおり
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月19日午後３時30分
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２８号
広島市中区大手町３丁目３－６－301
債務者　株式会社ラクラス
代表者代表取締役　赤木　克士
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　根石　英行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月19日午後２時30分
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５号
愛知県岡崎市稲熊町字１丁目２番地
債務者　株式会社シンエーイ産業
代表者代表取締役　岡村　隆幸
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　茂樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月21日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第４５１号
札幌市白石区中央２条４丁目８番13号
債務者　株式会社白石安全自動車
代表者代表取締役　野上多寿子
1　決定年月日時　平成25年３月18日午前９時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　越前谷孝弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月24日午前10時
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４０号
埼玉県朝霞市宮戸４丁目７番47号
債務者　株式会社アマノ
代表者代表取締役　鈴木　賢一
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　櫻井　雄一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月24日午後２時
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４８号
北海道帯広市東１条南16丁目17番地
債務者　道熱工業株式会社
代表者代表取締役　畠山　　滋
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　茂雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月27日午後１時45分
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第２４号
愛媛県新居浜市萩生272番地の６、前住所愛媛県新居浜市船木甲4878番地の７
債務者　鎌倉　誠吾
1　決定年月日時　平成25年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐伯継一郎
4　破産債権の届出期間　平成25年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月10日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第５０号
愛知県豊川市為当町椎ノ木172番地、住民票上の住所愛知県額田郡幸田町大字菱池字錦田１番地19
債務者　福澤　　勝
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　樋口　　明
4　破産債権の届出期間　平成25年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月24日午後２時50分
6　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１６号
群馬県太田市藪塚町1361番地７
債務者　古川建設こと　古川　安壽
1　決定年月日時　平成25年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　一郎
4　破産債権の届出期間　平成25年５月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月20日午後４時
6　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第１７号
群馬県太田市藪塚町1361番地７
債務者　古川みつ枝
1　決定年月日時　平成25年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　一郎
4　破産債権の届出期間　平成25年５月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月20日午後４時
6　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第１１９号
仙台市泉区寺岡３丁目９番地の14
債務者　田中　貴子
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上林　　佑
4　破産債権の届出期間　平成25年４月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月９日午後１時35分
6　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第７号
秋田県鹿角市花輪字上花輪136番地
債務者　柳澤儀一郎
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　謙治
4　破産債権の届出期間　平成25年４月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月21日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
秋田地方裁判所大館支部